

# 契約は慎重によく考えてから締結しましょう！

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約を締結した場合でも、契約を再考できるようにするため、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。特定商取引に関する法律（特定商取引法）により、訪問販売や電話勧誘販売等で不意打ち的あるいは複雑な契約を締結した場合は、一定期間内であればクーリング・オフができますが、店舗販売や通信販売ではクーリング・オフはできません。

## ●相談事例

○デパートで洋服を購入して帰宅した。家で再度試着してみたらイメージが違ったため、返品したい。クーリング・オフできるか。

○インターネットの通信販売で靴を買ったが、サイズが合わないので返品したい旨を連絡した。業者から「注文サイトに返品不可と記載しているため、返品は受付できない」と言われた。クーリング・オフできないか。

## ●アドバイス

○クーリング・オフとは、消費者に頭を冷やす時間を与え、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。店舗に足を運び契約した場合は、検討する時間は十分確保できるのでクーリング・オフできません。店によっては返品に応じてくれる場合もありますが、あくまでも店側の厚意です。

○通信販売においてはクーリング・オフできません。返品については、事業者が決めた「返品特約」に従います。「返品特約」が定められていない場合は、商品を受けとった日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。

○通信販売で商品等を購入する際は、広告の情報を隅々まで確認し、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件なども、よく熟知しておきましょう。

○困ったことやトラブルが生じた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。

### 困ったときは、ピピッと相談！

#### 【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター	Tel 089-925-3700
消費者ホットライン	Tel 188（いやや！）
町民課環境対策室	Tel 38-2653
瀬戸支所地域住民室	Tel 52-0112
三崎支所地域住民室	Tel 54-1111

